

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償基礎額及び介護補償の額の引き上げ並びにその他規定の整理をするためのものである。

2 改正の主な内容

(1) 介護補償の額の改定

		(改定前)	(改定後)
介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときの補償上限額（1月）	常時介護を受けている場合	105,290 円	165,150 円
	随時介護を受けている場合	52,650 円	82,580 円
親族等による介護を受けたときの補償下限額（1月）	常時介護を受けている場合	57,190 円	70,790 円
	随時介護を受けている場合	28,600 円	35,400 円

(2) 公務災害補償の算定の基礎となる補償基礎額の改定

<改定前>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,160 円	7,923 円	9,550 円	10,788 円	11,633 円	12,375 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,195 円	6,175 円	6,860 円	8,013 円	8,898 円	9,360 円

<改定後>

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	6,198 円	7,955 円	9,580 円	10,810 円	11,645 円	12,388 円
学校薬剤師の補償基礎額	5,225 円	6,203 円	6,880 円	8,028 円	8,908 円	9,370 円

(3) 規定の整理

第 7 条の 2 第 1 項第 2 号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に改め、同項第 3 号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に改める。

3 施行時期

公布の日から施行する。

ただし、上記 2 の(1)については平成 31 年 4 月 1 日以後、上記 2 の(2)については平成 30 年 4 月 1 日以後に支給すべき理由の生じた補償等について適用し、その他の補償等については、従前のおり適用するものとする。